

[事案 2022-43] 既払込保険料返還等請求

・令和 5 年 1 月 26 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-87] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 2 月に乗合代理店を通じて契約したがん保険について、契約時、募集人から、自国に帰国した場合（申立人は外国籍）でも給付金を受け取ることができると説明されたが、実際には、日本国内に口座および住所がないと給付金を受け取ることができないことが判明したため、既払込保険料を返還してほしい。また、現時点で新しい保険を契約した場合、平成 26 年時点より保険料は高くなるが、これによって人生計画の見直し等が必要になり、精神的被害を被ったため損害賠償をしてほしい。

<保険会社の主張>

契約にあたって、募集人は、申立人が自国に帰国した際の取扱いについて正しく説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。